



赤西セラピーロードの案内看板

### 西播磨管内調査 7月27日(水)~28日(木)の日程

県庁出発 (8:40)

- ◎赤西森林セラピー（宍粟市波賀町）調査
  - ◎西播磨県民局（上郡町光都）調査
  - ◎中播磨県民センター（姫路市北条）調査
  - ◎坊瀬漁業協同組合（家島町坊瀬）意見交換
  - ◎家島漁業協同組合（家島町宮）意見交換
  - ◎県立いえしま自然体験センター（家島町西嶋）調査
- 県庁着 (17:30)



西播磨県民局において調査

は、訪れる人々のために健康増進やリラクスを目的としたさまざまな森林セラピープロセス効果が森林医学の面から専門家に実証され、さらに、関連施設などの自然・社会条件が一定の水準で整備されている地域のことです。また、森林セラピーは、訪れる人々のために健康増進やリラクスを目的としたさまざまな森林セラピープロセス効果が森林医学の面から専門家に実証され、さらに、関連施設などの自然・社会条件が一定の水準で整備されている地域のことです。また、森林セラピーは、訪れる人々のために健康増進やリラクスを目的としたさまざまな森林セラピープロセス効果が森林医学の面から専門家に実証され、さらに、関連施設などの自然・社会条件が一定の水準で整備されている地域のことです。また、森林セラピーは、訪れる人々のために健康増進やリラクスを目的としたさまざま

森林セラピー基地とは、全国に62カ所あり兵庫県では宍粟市が最初であります。リラクス効果が森林医学の面から専門家に実証され、さらに、関連施設などの自然・社会条件が一定の水準で整備されている地域のことです。また、森林セラピーは、訪れる人々のために健康増進やリラクスを目的としたさまざま

### 調査概要

## 森林セラピー基地を視察

ログラムが用意されており、利用者は森林ウォーキングのほかにもさまざまな健康増進プログラムを楽しむことができます。快適に森林セラピーを受けることのできる「整備された森林環境」と、検証にかかる説明を頂き現地に直行。

駅波賀にて宍粟市産業部・しそう森林王国観光協会の方々から説明を頂き現地に直行。

森林セラピー基地と国見の森セラピー基地と国見の森セラピー基地の2カ所(2本)、認定を受けておりますが、今後どのように宍粟の元気づくりに結びつけるか、本気で取り組まなければなりません。

委員会の皆さんには宍粟市の森林をよく理解していただきました。来年開校する県立森林学校も含め宍粟市の森林から宍粟市の元気づくりを推進してまいります。

西播磨県民局・中播磨県民センターでは事業の進捗状況を確認しながらそれぞれが現地解決型として機能を發揮しているかなど質疑応答。坊瀬・家島漁業協同組合の皆さんとの意見交換は、共通して組合員の減少や後継者の育成、さらには高額な漁船の導入など課題の説明に対して質問いたしました。

また、一年交代とされるインドネシアからの技術研修生の期間延長や海苔養殖においては流れ込む下水の放流有機濃度の緩和など要望も受けました。瀬戸内の水は綺麗になった、しかし栄養分が少ない、淡水と海水のバランスを解消しなければなりません。

県立いえしま自然体験センターは綺麗な海と標高100メートルの山々でまさに人と人、心の豊かさ、命の尊さ等



坊瀬漁業協同組合の皆さんと意見交換

中小企業振興条例を紹介した県政報告第16号



## 中小企業振興条例に基づく取組の推進内容

# 地域経済の発展と雇用促進めざす

昨年12月、県政報告第16号で政調会筆頭副会長として議員提案の「中小企業振興条例」が可決し、12月4日には会派を代表して代表質問に登壇したことを報告いたしました。

その中小企業振興条例に関する27年度補正予算と28年度予算内容を掲載いたします。

本施策体系は、ひょうご経済・雇用活性化プランに基づき体系化した『経済・雇用対策の推進』に掲げる事業の中から、中小企業支援施策に該当するものを条例の条文に沿って再整理したものであり『中小企業の振興に関する条例』に基づき、地域の経済と雇用を支える中小企業、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、地域経済の発展と雇用の促進に取り組むものです。

■全体事業費（万以下切り捨て）平成28年度当初（2月経済対策補正含む）：2,946億6100万円（対H27比107.3%）

## 中小企業振興条例に基づく基本的施策と条文と予算（主なもの）

※事業費は再掲を含みます。（新）新規施策（拡）拡充施策（補）平成27年度2月経済対策補正

### 1. 支援体制等の強化（第11条）2,902億6400万円

- ・（補）がんばる小規模事業者等支援事業
- ・（補）ひょうご専門人材相談センター事業
- ・（拡）中小企業向け融資制度の運用
- ・（拡）ひょうご中小企業技術・経営力評価制度の運用
- ・小規模事業者への経営改善及事業の推進
- ・中小企業ワンストップ支援機能の充実・強化
- ・中小企業経営支援事業
- ・新事業創出支援貸付の実施

### 2. 人材の確保及び育成（第12条）19億2100万円

- ・ひょうご専門人材相談センター事業
- ・（補）「ひょうご応援企業」就職支援事業
- ・（補）高校・大学生「兵庫就活」促進事業
- ・（補）県内大学への就活支援事業
- ・（新）中小企業を支える中核的技術者の育成
- ・（補）ふるさと企業就職活動助成金
- ・（補）首都圏でのUJターン合同企業説明会の実施
- ・（拡）大学生インターンシップの推進
- ・（新）主婦のインターンシップ等の推進
- ・（補）観光産業の人材確保・育成事業

### 3. 雇用環境の整備（第13条）11億8200万円

- ・ひょうご仕事と生活センター事業の推進
- ・（拡）中小企業育児・介護代替要員の確保支援
- ・（補）中小企業における正社員転換・待遇改善支援事業
- ・障害者雇用就業・定着拡大推進事業の実施
- ・新たな事業の展開等の促進（第14条）15億7600万円
- ・次世代産業の創出による雇用創造プロジェクトの実施
- ・異業種交流事業への支援

- ・（補）次世代産業分野での企業間連携による成長促進事業
- ・兵庫県COEプログラムの推進
- ・（拡）産業立地促進補助の実施

### 5. 販路の拡大支援（第15条）2億9100万円

- ・（補）ひょうごオンライン企業創出支援事業
- ・ひょうごふるさと応援・成長支援の実施
- ・（拡）ひょうご海外事業展開支援プロジェクトの推進
- ・（補）創業者等取引拡大支援事業

### 6. 中小企業の受注機会の拡大（第16条）

- ・中小企業官公需確保対策

### 7. 創業等の促進（第17条）5億1600万円

- ・（補）クリエイティブ起業創出事業
- ・女性起業家への支援
- ・シニア起業家への支援
- ・（補）ふるさと起業・移転促進事業
- ・シニア企業家への支援

\*・多自然地域におけるIT関連企業の振興

### 8. 事業の承継の促進（第18条）7,173万円

- ・中小企業経営支援事業
- ・商店街事業承継支援事業

### 9. 地場産業の振興（第19条）1億100万円

- ・（拡）地場産業ブランド強化促進事業
- ・地場産品のマーケット対応力強化
- ・じばさん兵庫ブランドの創出支援
- ・ひょうご天然皮革ブランド化戦略事業
- ・（補）ひょうごの「酒」輸出拡大促進事業

### 10. 商店街の活性化（第20条）3億3200万円

- ・（拡）商店街元気づくり事業
- ・（拡）新規出店・開業支援事業
- ・（拡）商店街ご用聞き・共同宅配の実施
- ・（拡）商店街再編事業

### 7. 創業等の促進（第17条）の

- \*・多自然地域におけるIT関連企業の振興は  
県下に整備された超高速・高速通信ネットワークを活用し、多自然地域にIT関連の事業所を開設する事業者に対して助成する。

#### ●対象地域

丹波・但馬・淡路地域・西脇市・多可町・神河町・赤穂市・上郡町・佐用町・旧新宮町

#### そして宍粟市

#### ●補助対象事業

- ・IT技術を活用した製品・ソフトウェア・コンテンツなどの開発
- ・インターネットビジネス（ネット通販）などのサービス関連事業
- ・コワーキングスペースの開設

#### ●補助内容

区分	賃借料	通信回線使用料	人件費	改修費	事務機器取得費
補助率	定額 1/2相当	定額 1/2相当	定額	定額 1/2相当	定額 1/2相当
補助額	60万円 /年	60万円 /年	100万円 /人・年	150万円	50万円
補助期間	3年間 (半年毎の精算払い)		3年間	—	—

\*是非、宍粟市で創業してください

## 西播磨の元気につながる総合対策を

兵庫県は平成28年度を地域創生元年と称して、人口減少対策とそれぞれの特色を生かした地域の元気づくりに取り組んでおります。元気づくりの要素である総生産について考えてみます。

平成25年度の兵庫県内総生産は、名目で19兆2325億円と3年ぶりにプラスとなりました。地域別で見ると名目で西播磨（前年比5.3%減）・淡路（前年比2.3%減）・但馬地域（前年比1.8%）だけがマイナス。実質では西播磨地域（前年比5.3%減）だけがマイナスであります。（これまでは掲載しておりません）

そこで西播磨4市3町を覗いて見ますと残念ですが、名目・実質とも赤穂市以外は全てマイナスであります。また、就業人口が不明であるため、全人口で一人当たりの所得を参考に算出してみると下記の通りであります。

○参考  
兵庫県統計課28年1月発表による西播磨地域の経済計算（平成25年度）

	人口 26.10月(人)	総生産(名目) 億円	増加率(名目) H25/H24(%)	総生産(実質) 億円	増加率(実質) H25/H24(%)	市町民所得 億円	換算／一人 万円
たつの市	78,436	2579	▲ 4.4	2903	▲ 2.1	1942	247
赤穂市	49,109	2048	2.1	2305	4.6	1289	262
相生市	30,123	988	▲ 5.1	1112	▲ 2.8	719	238
宍粟市	38,490	978	▲ 4.4	1101	▲ 2.1	882	229
太子町	33,603	881	▲ 21.4	991	▲ 19.5	828	246
佐用町	17,843	495	▲ 5.2	557	▲ 2.9	385	215
上郡町	15,544	343	▲ 7.1	386	▲ 4.9	363	233

総生産=第一次産業総生産+第二次産業総生産+第三次産業総生産+輸入品に課される税・関税等

結果からして西播磨地域の元気が課題であります。

それぞれの市町において地方創生・地域創生で各種の戦略を確実に進めて挽回しなければなりません。

兵庫県議会においては、掲載の通り条例を創ったことにより、中小企業の振興対策等予算も含め明確にしております。是非ご利用下さい。また、不十分な所があればご指摘いただきたく思います。

8月10日西播磨県民局において井戸知事を迎えて「地域づくり懇話会」がありました。その席上、私は井戸知事に対して、国見の森公園の管理委託内容の新しい提案をいたしました。毎年の指定管理料も必要不可欠であります、自主運営するくらいの取り組みをする事が、地方の元気づくりに繋がると思っております。日々、行財政構造改革の中出てくるでしょう。

表紙で掲載した森林セラピーで言えることは、確かに兵庫県では初めてです。

ただ初めてだけではダメ、類を見ないセラピーロードを築き上げ、多くの方々に宍粟市に来ていただく。そして来てもらうだけではダメ、どのように観光事業や健康産業に結び付け、空き家活用や宍粟市定住に波及させてこそ、宍粟の元気づくりと言えるでしょう。

到達するための展開策に悩んでおりますので、貴重なご意見をいただきたくお願いいたします。

# 障害者差別解消法が平成28年4月施行されました

2007年に障害者権利条約に日本も署名してから法整備が進められ、2014年1月に日本も世界の仲間入りをし、2016年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。

精神障害者等に有料道路やJRの割引料金等の課題があるものの、やっと3障害が同一の福祉が受けられることとなりました。そして守らなければならぬ内容も明確になっております。

概要は右記の表の通りです。

## ①同法の目的は

○国や地方公共団体、お店や民間事業者が「障害を理由とする不当な差別」をしないことを決めた法律です。

## ②民間事業者とは

○一般的な企業やお店、会社、個人事業者、社会福祉法人、NPO等も含まれます。

## ③対象となる障害のある人とは

○身体・知的・精神・発達障害のほか心身機能の障害がある人や障害や社会的障壁によって日常生活が継続困難になっている人です。障害者手帳を持っていない人も含みます。

## 誰もが納得できる社会を 誰もが暮らしやすい社会を築くために

この度の、障害者差別解消法の施行に限らず、子供も、高齢者も、女性も、男性も、障害を持つ者持たない者、誰もが人格を持った人間であり、人間らしい生活が求められています。よって今回の法施行は、差別をしている人を罰するのではなく、差別のない社会をどう創り上げて行くかが、問われていると私は思っております。

4月1日施行後の7月には、相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」で殺人・傷害事件が起こりました。それも凶行したのは措置入院の経験があり、その施設で働いていた職員がありました。何と辛いことでしょう。

亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、怪我された方々の早期回復を願うものであります。私は措置入院の有り方・退院後の支え方など、行政や地域社会が問われている課題であると思います。人権（命）の重さ等を鑑みて早急に再犯防止策を確立しなければなりません。

私はNPOでB型作業所を運営しておりますが、職員には「障害と捉えず個性と見てほしい」と言っています。また、運営は「障害をもつ者を含む家族会」でしてほしいと求められましたが、あえて私は当初から家族会でなく、一般の理解ある方々で運営しております。それは合理的配慮において社会的責任が重いのは健常者の方だと思ったからです。

誰もが納得出来る社会を、誰もが暮らしやすい社会を築いてゆくためには、今ある「社会的障壁」がどこにあるか皆で確認しながら、そして今一度「障害者福祉」とは何かを研究いただければ幸いです。

## \* 障害者差別解消法で守らなければならないこと

機関	不当な差別的取り扱い	合理的配慮の提供
国の機関	禁止	法廷義務
地方公共団体	不当な差別扱い禁止	障害のある人に対して合理的配慮を行わなければならない
民間事業者	禁止	努力義務
個人・NPO等	不当な差別扱い禁止	障害のある人に対して合理的配慮を行うよう努める

## 「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」の具体例

飲食店などで	入会窓口などで	住宅案内などで
		
車いすで（盲導犬を連れて）レストランや飲食店に入ろうとしたら、断られた。	スポーツクラブやカルチャーセンターに入会を申し込みた。障害があることを伝えたら、そのことを理由に入会を断られた。	マンションやアパートを借りようとした。障害があることを伝えたら、そのことを理由に貸してもらえないかった。
駅などで	避難所などで	会議などで
		
駅でどの電車に乗れば目的地に行けるか尋ねたが、わかりやすく説明してもらえないかった。	災害時の緊急案内が音声しか提供されなかったので、どうすればよいのかわからなかった。	会議や報告会で、わかりやすく説明してくれる人の配置をお願いしたが、用意してもらえないかった。

## 社会的障壁の具体例

ホームページ	書類	段差
		
画像が多く、読み上げソフトが機能しない。	複雑な文章や漢字ばかりで、理解しづらい。	段差があり進めない。

## 「合理的配慮」とは、どのようなもの？

代替手段等を用いて情報提供を行う	段差
	
聴覚障害のある人は筆談など音声以外の方法で伝える。	視覚障害のある人に、書類を読み上げながら説明する。

## 事務所のご案内

### 県政のご相談は、お気軽に春名事務所まで

〒671-2576

兵庫県宍粟市山崎町鹿沢237-5 (HTOビル2F)

TEL 0790-63-0770 FAX 0790-63-0760

兵庫県議会議員 春名哲夫